



# 港湾管理者の料金

・概要版で消費税改定後の料率 〈2018.4月現在〉

- 1 入港料
- 2 港湾施設使用料
  - (1) 岸壁等使用料
  - (2) 船舶給水料
  - (3) 上屋使用料
  - (4) 港湾施設用地等使用料
  - (5) 荷さばき地使用料
  - (6) 小型船だまり物揚場等使用料
  - (7) 船揚場使用料
  - (8) 木材水面施設使用料
  - (9) 木材埠頭物揚場使用料
  - (10) 木皮焼却施設使用料
  - (11) 荷役機械使用料
  - (12) 冷凍コンセント使用料
  - (13) 計量機使用料
- 3 マリーナ施設使用料
- 4 緑地等施設使用料 〈キラキラ公園ホームページ参照〉
- 5 苫小牧港港湾区域内の水域等占用料
- 6 苫小牧港海岸保全区域占用料

# 公共港湾施設使用料

1

●入港料			平成26年4月1日改正
基準料率	単 位	外航船舶	内航船舶
2円33銭 <small>(2円16銭に17銭を加算した額)</small>	入港1回につき 総トン数1トンごとに	2円16銭	1円17銭 <small>(基準料率の2分の1を減じた額)</small>
* 港湾法第44条の2第1項ただし書きに規定する船舶、総トン数700トン未満の船舶、その他管理者が定める船舶については徴収しない。			
* 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。			

1 岸壁等使用料(岸壁又はドルフィンに適用)			平成26年4月1日改正
区 分	外航船舶	外航船舶以外の船舶	
総トン数100トン以上の船舶(総トン数1トンにつき)			
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	5.60円	6.04円	
イ 係留時間が12時間以内の場合	8.40円	9.07円	
総トン数50トン以上100トン未満の船舶			
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	400円	432円	
イ 係留時間が12時間以内の場合	600円	648円	
総トン数50トン未満の船舶			
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	200円	216円	
イ 係留時間が12時間以内の場合	300円	324円	
<b>区分使用料</b>			
<small>苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例(昭和40年条例第4号)第3条の2の規定により岸壁を区分使用した船舶に加算(総トン数1トンにつき)</small>			
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	2.80円	3.02円	
イ 係留時間が12時間以内の場合	4.20円	4.54円	
* 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。			

2 船舶給水料				平成26年4月1日改正
(1) 岸壁直接給水料(基本料金)				
区 分	単 位	特定給水	特定給水以外の給水	
総トン数100トン以上の船舶	10立方メートルまで	3,660円	3,950円	
	10立方メートルを超え1立方メートルまでごとに	366円	395円	
総トン数100トン未満の船舶	5立方メートルまで	1,830円	1,970円	
	5立方メートルを超え1立方メートルまでごとに	366円	395円	
(2) 冬期、執務時間以外及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の5割増とする。				
<small>* 特定給水とは、消費税法(昭和63年第108号)第7条第1項第1号又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第85条第1項の規定に該当する給水をいう。</small>				
<small>* 冬期とは、12月1日から翌年3月31日までとする。</small>				
<small>* 執務時間とは、苫小牧港管理組合の休日に関する条例(平成4年条例第1号)第1条第1項に規定する休日以外の日の管理者が定める時間をいう。</small>				

3 上屋使用料			平成26年4月1日改正
区 分	単 位	使 用 料	
一般使用 <small>(貨物1平方メートルにつき右の計算区分)</small>	貨物搬入の日から3日まで1日ごとに	7.02円	
	貨物搬入の日から4日目以後15日まで1日目までごとに	19.44円	
	貨物搬入の日から16日目以後30日まで1日目までごとに	38.88円	
	貨物搬入の日から31日目以後1日目までごとに	77.76円	
専用使用		1平方メートル1月につき	
くん蒸上屋	一般使用	初日から15日まで1平方メートルまでごとに	
		16日以後1平方メートル1日までごとに	
	専用使用	1平方メートル1月につき	

#### 4 港湾施設用地等使用料 平成26年4月1日改正

(1) 専用使用 (港湾施設用地に適用)

ア 基本料金 1平方メートル1月につき

区 分	未 舗 装 地		舗 装 地
	占用期間が1月未満	占用期間が1月以上	
1 級 地	56.16円	52円	63.72円
2 級 地	47.52円	44円	55.08円
3 級 地	39.96円	37円	47.52円
4 級 地	32.40円	30円	39.96円

イ 割増料金 1平方メートル1月につき

工作物(埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。)を設置する場合は、基本料金に規定する各級地の単価の2割に相当する額を加算する

(2) 一時占用料

区 分	単 位	料 金
エプロン、鉄道貨物積卸場その他これらに類する用地	1平方メートル	9.72円
道 路	1日までごとに	9円(占用期間が1月未満の場合は9.72円)

(3) 占用使用料(埋設管、架空管、電柱その他これらに類するものを設置する場合に適用する。)

区 分	単 位	占用期間が1月未満	占用期間が1月以上
地 上	1平方メートル1月につき	56.16円	52円
地 下		32.40円	30円
空 間		23.76円	22円

#### 5 荷さばき地使用料 平成30年4月1日改正

施 設 名			一般使用料 1平方メートル1日までごとに		専用使用料 1平方メートル1月につき
			初日から15日まで	16日以降	
舗装地	コンテナ 専用以外	(1)1線目荷さばき地	5.30円	7.99円	130.68円
		(2)2線目コンクリート舗装荷さばき地			119.88円
		(3)(1)、(2)以外のコンクリート舗装荷さばき地			109.08円
		(4)(1)以外のアスファルト舗装荷さばき地			97.20円
	コンテナ専用	(5)東港区中央ふ頭一部可動式屋根付き荷さばき地(アスファルト舗装)	5.30円	7.99円	194.40円
		(6)東港区中央ふ頭荷さばき地(コンクリート舗装)			130.68円
		(7)東港区中央ふ頭荷さばき地(アスファルト舗装)			112.32円
未舗装地		(8)その他の荷さばき地	1.73円	2.71円	港湾施設用地等使用料に準ずる額

\* 1線目荷さばき地とは、岸壁直背後の荷さばき地をいう。2線目荷さばき地とは、1線目荷さばき地直背後の荷さばき地をいう。

#### 6 小型船だまり物揚場等使用料 平成26年4月1日改正

ア 漁港区						
区 分	単 位	使 用 料				
一般使用	1日につき	58.32円 (外航船舶については54円)に総トン数を乗じて得た額とする。				
		*この場合において、総トン数が100トンを超える船舶については、100トンとして計算する。				
区 分	単 位	使 用 料				
専用使用	1トン未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで	
		2,200円	3,800円	5,100円	5,700円	
		1トン以上3トン未満	3,300円	5,700円	7,900円	8,700円
		3トン以上5トン未満	4,300円	7,400円	10,400円	11,500円

専用使用	5トン以上10トン未満	7,400円	12,600円	17,800円	19,800円
	10トン以上15トン未満	10,800円	18,700円	26,200円	28,700円
	15トン以上20トン未満	13,300円	23,700円	32,900円	36,300円
	20トン以上30トン未満	24,800円	43,200円	59,800円	66,600円
	30トン以上40トン未満	32,000円	55,900円	77,100円	85,900円
	40トン以上50トン未満	40,900円	70,500円	97,500円	108,500円
	50トン以上60トン未満	50,700円	87,900円	121,900円	135,400円
	60トン以上80トン未満	65,600円	114,100円	159,000円	175,900円
	80トン以上100トン未満	80,300円	140,400円	195,800円	216,300円
	100トン以上	95,100円	166,600円	232,700円	256,700円

## イ その他船だまり

区分	単位	使用料			
一般使用	1日につき	58.32円（外航船舶については54円）に総トン数を乗じて得た額とする。			
		*この場合において、総トン数が300トンを超える船舶については、300トンとして計算する。			
区分	単位	使用料			
		1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで
専用使用	1トン未満	2,200円	3,800円	5,100円	5,700円
	1トン以上3トン未満	3,300円	5,700円	7,900円	8,700円
	3トン以上5トン未満	4,300円	7,400円	10,400円	11,500円
	5トン以上10トン未満	7,400円	12,600円	17,800円	19,800円
	10トン以上15トン未満	10,800円	18,700円	26,200円	28,700円
	15トン以上20トン未満	13,300円	23,700円	32,900円	36,300円
	20トン以上100トン未満	15,700円と20トンを超える10トンごとに2,400円で計算した額との合計額	30,100円と20トンを超える10トンごとに6,300円で計算した額との合計額	42,500円と20トンを超える10トンごとに9,600円で計算した額との合計額	47,000円と20トンを超える10トンごとに10,600円で計算した額との合計額
	100トン以上	34,900円と100トンを超える10トンごとに2,700円で計算した額との合計額(その額が88,400円を超えるときは、88,400)	81,900円と100トンを超える10トンごとに7,100円で計算した額との合計額(その額が225,900円を超えるときは、225,900)	121,200円と100トンを超える10トンごとに11,000円で計算した額との合計額(その額が341,200円を超えるときは、341,200円)	134,200円と100トンを超える10トンごとに12,300円で計算した額との合計額(その額が381,000円を超えるときは、381,000円)

## 7 船揚場使用料

平成26年4月1日改正

区分	単位	使用料
(1) 一般使用料 1隻につき、1日までごとに	ア 総トン数20トン未満	108円
	イ 総トン数20トン以上50トン未満	216円
	ウ 総トン数50トン以上100トン未満	432円
	エ 総トン数100トン以上	648円
(2) 専用使用料	1平方メートル1月につき	97.2円

## 8 木材水面施設使用料

平成26年4月1日改正

区分	単位	使用料
(1) 一般使用料	ア 初日から15日まで 1平方メートル	16.2円
	イ 16日以後 1平方メートルまでごとに	1.62円
(2) 専用使用料	1平方メートル1月につき	14.9円

## 9 木材埠頭物揚場使用料

平成26年4月1日改正

区分	単位	使用料
取扱貨物	1立方メートルまでごとに	32.4円

10 木皮焼却施設使用料		平成26年4月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
(1) 船揚された輸入木材の木皮	ア 針葉樹のうち木皮発生率の高いもの 輸入木材1立方メートルまでごとに	48.6円
	イ ア以外の木材 輸入木材1立方メートルまでごとに	27円
(2) 前号以外の木皮又は木皮に類する可燃物	木皮又は木皮に類する可燃物1トンまでごとに	3,240円

11 荷役機械使用料		平成26年4月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
コンテナクレーン	1台 1時間までごとに	50,220円

12 冷凍コンセント使用料		平成26年4月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
200/400Vコンセント	1口 1時間までごとに	151円

13 計量機使用料		平成26年4月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
計 量 機	1回あたり	421.2円

# マリーナ施設使用料

施設名	区分	単位	使用料
海上係留	一般使用 (コンセント使用含)	艇長8m以下のもの	1隻24時間までごとに 4,610円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻24時間までごとに 5,510円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻24時間までごとに 6,750円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻24時間までごとに 7,550円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻24時間までごとに 8,680円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻24時間までごとに 9,900円
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻24時間までごとに 11,230円
		艇長14mを超えるもの 1隻24時間までごとに 11,230円に14mを超える1メートルにつき1,000円を加算した額	
	専用使用	艇長8m以下のもの	1隻1月につき 49,700円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1月につき 55,600円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1月につき 65,500円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1月につき 76,200円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1月につき 87,600円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1月につき 100,000円
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1月につき 113,400円
		艇長14mを超えるもの 1隻1月につき 113,400円に14mを超える1メートルにつき10,100円を加算した額	
	専用使用	艇長8m以下のもの	1隻1年につき 298,000円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき 333,000円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき 392,000円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき 456,000円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1年につき 525,000円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1年につき 599,000円
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1年につき 680,000円
		艇長14mを超えるもの 1隻1年につき 680,000円に14mを超える1メートルにつき59,600円を加算した額	

Aヤード	一般使用	艇長5m以下のもの	1隻1日までごとに 1,660円
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1日までごとに 1,920円
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1日までごとに 2,390円
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1日までごとに 2,910円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1日までごとに 3,460円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1日までごとに 4,060円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1日までごとに 4,720円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1日までごとに 5,190円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1日までごとに 5,660円
		艇長13mを超えるもの 1隻1日までごとに 5,660円に13mを超える1メートルにつき470円を加算した額	
	専用使用	艇長5m以下のもの	1隻1月につき 24,900円
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1月につき 28,900円
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1月につき 35,900円
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1月につき 43,700円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1月につき 51,900円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1月につき 60,900円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1月につき 70,800円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1月につき 77,800円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1月につき 84,800円
		艇長13mを超えるもの 1隻1月につき 84,800円に13mを超える1メートルにつき6,900円を加算した額	
	専用使用 (上下架施設利用含)	艇長5m以下のもの	1隻1年につき 173,000円
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1年につき 197,000円
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1年につき 253,000円
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1年につき 299,000円
艇長8mを超え9m以下のもの		1隻1年につき 361,000円	
艇長9mを超え10m以下のもの		1隻1年につき 415,000円	
艇長10mを超え11m以下のもの		1隻1年につき 486,000円	
艇長11mを超え12m以下のもの		1隻1年につき 528,000円	
艇長12mを超え13m以下のもの		1隻1年につき 583,000円	
艇長13mを超えるもの 1隻1年につき 583,000円に13mを超える1メートルにつき42,100円を加算した額			

Bヤード	専用使用 (船揚場利用含)	艇長5m以下のもの	1隻1年につき 123,000円
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1年につき 138,000円
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1年につき 165,000円
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1年につき 194,000円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき 225,000円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき 259,000円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき 296,000円
		艇長11mを超えるもの 1隻1年につき 296,000円に11mを超える1メートルにつき25,700円を加算した額	

# マリーナ施設使用料

施設名	区 分	単 位	使用料		
上下架施設	陸上艇置場使用艇	艇長6m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	1,020円	
		艇長6mを超え8m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	1,540円	
		艇長8mを超え10m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	2,050円	
		艇長10mを超え12m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	2,570円	
		艇長12mを超えるもの	船の揚げ又は降ろし1回	3,080円	
	陸上艇置場使用艇以外	艇長6m以下のもの	1隻1月につき	4,110円	
		艇長6mを超え8m以下のもの	1隻1月につき	6,170円	
		艇長8mを超え10m以下のもの	1隻1月につき	8,220円	
		艇長10mを超え12m以下のもの	1隻1月につき	10,200円	
		艇長12mを超えるもの	1隻1月につき	12,300円	
船揚場		1隻1年につき	37,000円		
物揚場	一 般 使 用	艇長8m以下のもの	1隻1日までごとに	3,260円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1日までごとに	3,650円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1日までごとに	4,290円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1日までごとに	4,990円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1日までごとに	5,740円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1日までごとに	6,560円	
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1日までごとに	7,440円	
		艇長14mを超えるもの 1隻1日までごとに 7,740円に14mを超える1メートルにつき650円を加算した額			
	専 用 使 用	艇長8m以下のもの	1隻1月につき	48,900円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1月につき	54,800円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1月につき	64,400円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1月につき	75,000円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1月につき	86,200円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1月につき	98,500円	
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1月につき	111,700円	
		艇長14mを超えるもの 1隻1月までごとに 111,700円に14mを超える1メートルにつき9,900円を加算した額			
	専 用 使 用	艇長8m以下のもの	1隻1年につき	294,000円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき	329,000円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき	386,000円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき	450,000円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1年につき	517,000円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1年につき	590,000円	
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1年につき	669,000円	
		艇長14mを超えるもの 1隻1年までごとに 669,000円に14mを超える1メートルにつき59,600円を加算した額			
	コ ン セ ン ト	4月1日から11月30日まで	30アンペア	1隻1日までごとに	370円
			50アンペア	1隻1日までごとに	630円
			30アンペア	1隻1月につき	5,700円
			50アンペア	1隻1月につき	9,600円
12月1日から3月31日まで		30アンペア	1隻1日までごとに	560円	
		50アンペア	1隻1日までごとに	950円	
		30アンペア	1隻1月につき	8,500円	
		50アンペア	1隻1月につき	14,400円	
年 間	30アンペア	1隻1年につき	40,000円		
	50アンペア	1隻1年につき	67,000円		
修 理 施 設	修理ヤード	1隻1日あたり	2,050円		
	修 理 棟	4月1日から11月30日まで	1隻1日あたり	3,590円	
		12月1日から3月31日まで	1隻1日あたり	4,320円	
給 油 施 設		1月につき	108,000円		
研 修 室	4月1日から11月30日まで	1時間あたり	610円		
	12月1日から3月31日まで	1時間あたり	740円		
	4月1日から11月30日まで	1日あたり	4,110円		
	12月1日から3月31日まで	1日あたり	4,930円		

苫小牧港港湾区域内の水域等占用料

(1) 占用料

区 分		単 位	占 用 期 間		
			1 月 以 上	1 月 未 満	
水域の 占用	さん橋、浮さん橋、けい船杭、建造工作物等	防波堤により被覆された水域	1年1平方メートルまでごとに	80円	86.4円
		その他の水域	1年1平方メートルまでごとに	55円	59.4円
	円管その他これに類するもの	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	30円	32.4円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		45円	48.6円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	45円	48.6円
	広告物その他これに類するもの		1年1平方メートルまでごとに	2,000円	2,160円
	その他の目的によるもの		1年1平方メートルまでごとに	80円	86.4円
公共空地の 占用	建造工作物敷地、物置場、作業場等		1年1平方メートルまでごとに	80円	86.4円
	地下埋設物 (円管その他これに類するもの)	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	30円	32.4円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		55円	59.4円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	55円	59.4円
	架空工作物 (円管その他これに類するもの)	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	20円	21円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		35円	37.8円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	35円	37.8円
	電柱(支線、支柱を含む。)その他これに類するもの	外径又は幅員1メートル未満	1年1本までごとに	200円	216円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	200円	216円
	広告物その他これに類するもの		1年1平方メートルまでごとに	2,000円	2,160円
その他の目的によるもの		1年1平方メートルまでごとに	80円	86.4円	

## (2) 土砂採取料

区 分	単 位	占 用 期 間	
		1 月 以 上	1 月 未 満
砂、砂利	1 年 1 立 方 メ ー ト ル ま で ご と に	140.4 円	140.4 円

### 備考

- 1 水域等の占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満であるときは1月として、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 2 1件が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満のものであるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとし、1件に1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 3 工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）の設置のため水域等の占有をする場合において、当該工作物等自体が占有する区域のほかに、当該工作物等の設置に伴い公共的使用が阻害されると認められる区域がある場合には、当該区域も含めて占有面積とし、占有料を算定するものとする。

苫小牧港の海岸保全区域占用料

(1) 占用料

区 分		単 位	占 用 期 間		
			1 月 以 上	1 月 未 満	
土地の 占 用	建造工作物敷地、物置場、作業場等		1年1平方メートル までごとに	80円	86.4円
	地下埋設物 (円管その他 これに類する もの)	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまで ごとに	30円	32.4円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		55円	59.4円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまで ごとに	55円	59.4円
	架空工作物 (円管その他 これに類する もの)	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまで ごとに	20円	21.6円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		35円	37.8円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまで ごとに	35円	37.8円
	電柱(支線、 支柱を含む。)その他 これに類する もの	外径又は幅員1メートル未満	1年1本までごとに	200円	216円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまで ごとに	200円	216円
	広告物その他これに類するもの		1年1平方メートル までごとに	2,000円	2,160円
その他の目的によるもの		1年1平方メートル までごとに	80円	86.4円	

(2) 土石採取料

区 分	単 位	占 用 期 間	
		1 月 以 上	1 月 未 満
砂、砂利	1 年 1 立 方 メ ー ト ル 未 満 まで ごと に	1 4 0 . 4 円	1 4 0 . 4 円

備考

- 1 土地の占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満であるときは1月として、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 2 1件が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満のものであるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとし、1件に1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 3 工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）の設置のため土地を占有する場合において、当該工作物等自体が占有する区域のほかに、当該工作物等の設置に伴い公共的使用が阻害されると認められる区域がある場合には、当該区域も含めて占有面積とし、占有料を算定するものとする。